

2022年2月28日

各位

会社名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
(JASDAQ・コード6425)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 竹内 東司  
電話番号 03-5530-3055 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月30日開催予定の第49期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 2021年6月16日付けで「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会(以下「バーチャルオンリー型株主総会」といいます。)の開催が可能となりました。当社におきましても、今後の株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第22条に第2項を追加し、追加される同項の規定が種類株主総会にも準用されるように現行定款第28条第4項を変更するものであります。  
なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件とし、当該確認を受けた日に効力が生じるものといたします。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)による会社法等の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)においては、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなり、この改正に係る施行日が政令第334号により2022年9月1日と定められたことを受け、現行定款第25条の変更を行うものであります。
- (3) 上記(1)及び(2)の新設・削除・変更に伴い、効力発生日、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>第13条～第21条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>第13条～第21条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第22条</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第22条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>②当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第25条</p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第25条</p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 28 条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>②会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>③第 23 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>④第 24 条、第 25 条及び第 27 条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>第 5 章 取締役及び取締役会 第 29 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>第 6 章 監査役及び監査役会 第 39 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 会計監査人 第 48 条～第 50 条 (条文省略)</p> <p>第 8 章 計算 第 51 条～第 54 条 (条文省略)</p>	<p><u>②当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④<u>第 22 条第 2 項、第 24 条、第 25 条及び第 27 条</u>の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>第 5 章 取締役及び取締役会 第 29 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 監査役及び監査役会 第 39 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会計監査人 第 48 条～第 50 条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計算 第 51 条～第 54 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(株主総会の場所に関する変更の効力発生日等)</u></p> <p>1 <u>第 22 条第 2 項の新設及び第 28 条第 4 項の変更は、当社が、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）による改正後の産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として、当該確認を受けた日に効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する規定の効力発生日及び経過措置)</u></p> <p>2 <u>変更前の定款第 25 条の規定の削除及び変更後の定款第 25 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に定める施行日である令和 4 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p> <p><u>②変更前の定款第 25 条の規定は、施行日の後においても、施行日から 6 ヶ月以内に開催する株主総会については、なお効力を有する。</u></p> <p><u>(附則の削除)</u></p> <p>3 <u>第 1 項の規定は同項で定める効力が発生した日の翌日をもって、第 2 項の規定は施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項第 2 号の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。本項の規定は、第 1 項及び第 2 項のいずれもが削除された日をもって、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日  
定款変更の日

2022 年 3 月 30 日

2022 年 3 月 30 日開催の定時株主総会の終結の時  
(但し、効力発生については、附則にて定める)

以 上